

水道料金等の支払猶予に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による対応について令和2年5月14日付、国からの要請を受け、事業活動の縮小などにより収入が減少した事業者や生活が一時的に困窮されていて、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の支払いに困難をきたしているの方々に対して、水道料金等の納期限を延長（以下「支払猶予」という。）することを実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(猶予対象者)

第2条 水道料金等の支払猶予の対象者（以下「猶予対象者」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小などにより収入が減少した事業者や生活が一時的に困窮されていて、水道料金等の支払いに困難をきたしている方で、かつ、一宮市水道お客さまセンター（以下「センター」という。）へ水道料金等の支払猶予の申出をされた方とする。

(支払猶予の適用範囲)

第3条 水道料金等の支払猶予の範囲は、令和2年2月検針分から令和5年1月検針分の水道料金等とする。

- 2 前項の水道料金等の納期限は、当初に設定された各検針分の納期限から6か月の期間を延長するものとする。
- 3 第1項に規定する水道料金等を支払猶予できるのは、猶予対象者がセンターに申出を行った日において未納（口座振替については、金融機関に伝送前のものをいう。）であるものとする。但し、前項の規定により延長した納期限を経過したものについてはこの限りではない。次項の規定により前2項が変更となった時も同様とする。
- 4 第1項及び第2項については、感染の拡大状況により、水道事業等管理者（以下「管理者」という。）が別に定めることにより変更することができるものとする。

(支払猶予の申請)

第4条 水道料金等の支払猶予を申請できる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる者（以下「使用者等」という。）とする。

- (1) 水道又は下水道の使用者
 - (2) 前号と同居の親族及びそれに類する者
 - (3) 使用者が法人の場合は、当該法人の代表者又は代理人
 - (4) 前3号のほか、管理者が特に必要と認める者
- 2 申請者は、水道料金等の支払猶予を申請するときは水道料金等支払猶予申請書（以下「申請書」という。）をセンターに提出しなければならない。
 - 3 前項に規定するものを申請するときは、感染の拡散防止の観点から、原則、郵送又はファクスによるものとする。
 - 4 申請者は、第2項の申請により支払猶予の決定を受けた後、前条第4項の規定により変更されたときは、支払困難な事情が継続している場合は再申請を行うことができる。

5 管理者は、前項の申請が納期限の再延長のみを変更する場合は、再申請を不要とすることができる。

(審査)

第5条 センターは、第4条第2項の規定により提出があったときは、速やかに申請内容を確認し、受付するものとする。

2 センターは、前項により申請内容に不備があれば、申請者に対して修正を求めるものとし、修正後、受付をする。

3 センターは、前2項において受付したときは、速やかに申請書の写しを管理者に提出するものとする。

4 センターは、再申請を受け付けた時も前3項と同様とする。

(決定)

第6条 管理者は、センターより申請書の写しが提出されたときは内容確認の上、速やかに決定し、水道料金等支払猶予決定通知書（以下「決定通知書」という。）を作成する。

2 管理者は、前項又は次条第2項に規定する処理を行った後に第4条第4項の規定による再申請を受付したときは、再決定をし、決定通知書を作成する。第4条第5項のときも同様とする。

(決定通知の送付と管理)

第7条 管理者は、前条の決定により支払猶予した水道料金等納入通知書の作成をセンターに依頼する。

2 センターは、前条の決定通知書及び前項の水道料金等納入通知書を申請者に送付するものとする。

3 センターは、支払猶予する水道料金等が口座振替の場合、一時的に中止して納入通知書を作成するものとする。支払猶予期間経過後は、従前のおりとする。

4 センターは、前3項及び前条の対応状況について、申請書と一緒に管理するものとする。また、統計処理が行えるように整理しておくこととする。

(猶予期間経過後の処理)

第8条 センターは、第6条により決定した水道料金等について、猶予期間経過後、一定期間未納状態であれば、督促状の送付や生活状況を把握したうえでの柔軟な対応など従前のおり行うものとする。

(様式)

第9条 この要綱に定める申請書（第4条関係）、決定通知書（第6条関係）の様式は、管理者が別に定める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、特に必要と認める事項は管理者が別に定めることができる。

付 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。